

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年10月29日（平成27年（行情）諮問第642号）、平成28年1月19日（平成28年（行情）諮問第27号）、同月28日（同第52号）及び同年2月23日（同第183号）

答申日：平成28年10月4日（平成28年度（行情）答申第378号及び同第381号ないし同第383号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年4月分）及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料（平成25年8月分）及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年7月分）及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年8月分）及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年4月分、同年7月分及び同年8月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」及び「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料（2013年8月分）及び当該記事一覧。＊開示対象は2013.9.2一本本B476と同じ。」（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1及び別紙2に掲げる文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、別紙1に掲げる文書を保有していないとして不開示とし、別紙2に掲げる文書の一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定し、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別紙1に掲げる文書を保有していないとして不開示とし、別紙2に掲げる文書の一部を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成27年6月26日付け防官文第10269号、同年9月11日付け防官文第13983号、同月29日付

け防官文第14993号及び同年10月28日付け防官文第17018号（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定について、その取消しを求める。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、各異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。（なお、異議申立人が添付している資料の内容は省略する。）

### (1) 異議申立書

ア 本件各開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 本件対象文書の履歴情報の特定を求める。

ウ 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

エ 「当該記事一覧」が存在しないとのことだが、「防衛省行政文書管理規則」（平成23年防衛省訓令第15号）第14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる。同条項に従うなら、名称はいずれにせよ、記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。（平成27年（行情）諮問第642号、平成28年（行情）諮問第52号及び同第183号）

オ 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。（平成28年（行情）諮問第27号）

カ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

キ 紙媒体についても特定を求める。

### (2) 意見書

基礎情報隊の所属の隊員が身分・氏名を明らかにした上で部外に意見を発表している事実がある。諮問庁が主張する「自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがある」という主張に根拠があるのであれば、隊員が身分を明かして「職務に関する意見を発表」という事態は考えられない。本事例は、諮問庁の主張に根拠がないことを隊員自身が証明していると言える。（意見書4及び10）

（意見書1ないし3、5ないし9は本答申では省略。）

## 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 理由説明書1（平成27年（行情）諮問第642号）

### （1）経緯

本件開示請求は「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年4月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」の開示を求めるものである。

本件開示請求に対しては，法11条を適用し，まず，平成27年6月26日付け防官文第10269号により，別紙2の1に掲げる23文書及び当該記事一覧（以下「本件対象文書1」という。）について，情報資料作成者の氏名及び階級等が法5条3号の不開示情報に該当することから当該部分を不開示とし，当該記事一覧は作成していないことから文書不存在につき不開示とする一部開示決定（原処分1）を行った。本件異議申立ては，原処分1に対してされたものである。

### （2）本件対象文書1の電磁的記録について

本件対象文書1のうち別紙2の1に掲げる23文書は，いわゆる文書作成ソフトにより作成したデータをPDF化したものであり，当該データはPDFを作成した後に廃棄している。

### （3）異議申立人の主張について

ア 異議申立人は，「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し，本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定するよう求めるが，本件対象文書1の作成手順は上記（2）のとおりであり，そのため保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって，それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお，異議申立人は，処分庁が原処分1における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが，法その他の関係法令において，特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから，原処分1においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

イ 異議申立人は，「本件開示決定通知からは不明である」として，本件対象文書1の履歴情報についても特定するよう求めるとともに，「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は，法に反する」として，「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し，開示・不開示を判断するよう求めるが，本件対象文書1の履歴情報やプロパティ情報等については，いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態にな

く、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書1の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件対象文書1と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 異議申立人は、「名称はいずれにせよ、記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。」として、原処分1のうち一部の不開示部分についてその取消しを求めるが、基礎情報隊が作成する情報資料について、記事一覧に相当する文書は従来より作成していない。

なお、本件異議申立てを受け、確実を期すために再度の確認を行ったが、本件開示請求に該当する行政文書は本件対象文書1が全てであることを確認しており、文書特定に誤りはない。

オ 異議申立人は、「「行政文書」に関する国の解釈に従い」、本件対象文書1の紙媒体についても特定するよう求めるが、基礎情報隊が作成する情報資料については、従来より一貫して電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有していない。

カ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

## 2 理由説明書2（平成28年（行情）諮問第27号）

### （1）経緯

本件開示請求は、「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料（2013年8月分）及び当該記事一覧。＊開示対象は2013.9.2－本本B476と同じ。」の開示を求めるものである。

本件開示請求に対しては、別紙2の2に掲げる38文書及び当該記事一覧（以下「本件対象文書2」という。）を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成27年9月11日付け防官文第13983号により、法5条3号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定（原処分2）を行った。本件異議申立ては、原処分2に対してされたものである。

### （2）本件対象文書2について

本件対象文書2のうち別紙2の2に掲げる38文書は、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、

パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

(3) 不開示とした部分及び理由について

情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

また、当該記事一覧については作成しておらず、文書不存在であるため不開示とした。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書2の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分2における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分2においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

イ 上記1(3)イと同旨

ウ 上記1(3)ウと同旨

エ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書2の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記(3)のとおり同条3号に該当し、また一部が作成しておらず不存在であることから、これらを不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 異議申立人は、「行政文書」に関する国の解釈に従い、本件対象文書2の紙媒体についても特定するよう求めるが、上記(2)のとおり、本件対象文書2の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っていることから、本件対象文書2は電磁的記録のみを保有しており、原処分2に当たって行った探索及び本件異議申立てを受けて行った再度の探索においても紙媒体の存在は確認

できなかつた。

カ 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分2を維持することが妥当である。

### 3 理由説明書3（平成28年（行情）諮問第52号）

#### （1）経緯

本件開示請求は、「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年7月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報を含む。」の開示を求めるものである。

本件開示請求に対しては，法11条を適用し，平成27年11月27日まで開示決定等の期限を延長した上で，まず別紙2の3に掲げる27文書及び当該記事一覧（以下「本件対象文書3」という。）について，法9条1項の規定に基づき，同年9月29日付け防官文第14993号により，法5条3号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定（原処分3）を行った。本件異議申立ては，原処分3に対してされたものである。

#### （2）本件対象文書3について

上記2（2）と同旨

#### （3）不開示とした部分及び理由について

上記2（3）と同旨

#### （4）異議申立人の主張について

ア 上記2（4）アと同旨

イ 上記1（3）イと同旨

ウ 上記1（3）ウと同旨

エ 異議申立人は，「防衛省行政文書管理規則」（平成23年防衛省訓令第15号）第14条は，防衛省職員に対して「作成し，又は取得した行政文書について分類し，名称を付するとともに，保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており，「記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。」として，一部に対する不開示決定の取消しを求めるが，同条1号の規定は，行政文書を作成し，又は取得した場合の手続きを定めたものであり，記事一覧に相当する文書が存在するとする主張の根拠とはなり得ない。

なお，原処分3に当たり，陸上幕僚監部内の全ての部署及び当該資料を閲覧可能な全ての部隊において，パソコン内のフォルダ，書庫及び倉庫を探索したが，本件対象文書3以外に開示請求に該当する文書を保有していないことを確認し，さらに，本件異議申立てを受け，確実を期すために行った再度の探索においても同様であり，記事一覧に相当する文書の存在は確認できなかった。

オ 上記2(4)オと同旨

カ 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分3を維持することが妥当である。

#### 4 理由説明書4(平成28年(行情)諮問第183号)

##### (1) 経緯

本件開示請求は、「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料(2015年8月分)及び当該記事一覧。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報を含む。」の開示を求めるものである。

本件開示請求に対しては、法11条を適用し、平成27年11月27日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず別紙2の4に掲げる12文書及び「当該記事一覧」(以下「本件対象文書4」という。)について、法9条1項の規定に基づき、同年10月28日付け防官文第17018号により、法5条3号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定(原処分4)を行った。本件異議申立ては、原処分4に対してされたものである。

##### (2) 本件対象文書4について

上記2(2)と同旨

##### (3) 不開示とした部分及び理由について

上記2(3)と同旨

##### (4) 異議申立人の主張について

ア 上記2(4)アと同旨

イ 上記1(3)イと同旨

ウ 上記1(3)ウと同旨

エ 上記3(4)エと同旨

オ 上記2(4)オと同旨

カ 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分4を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合の上、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月29日 諮問の受理(平成27年(行情)諮問第642号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 同年11月11日 審議(同上)
- ④ 同月27日 異議申立人から意見書1及び資料を收受(同上)
- ⑤ 平成28年1月19日 諮問の受理(平成28年(行情)諮問第

- 27号)
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
  - ⑦ 同月28日 諮問の受理(諮問第52号)
  - ⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
  - ⑨ 同年2月4日 審議(諮問第27号)
  - ⑩ 同月16日 審議(諮問第52号)
  - ⑪ 同月22日 異議申立人から意見書2ないし意見書5及び資料を收受(諮問第27号)
  - ⑫ 同月23日 諮問の受理(諮問第183号)
  - ⑬ 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
  - ⑭ 同月29日 異議申立人から意見書6及び意見書7並びに資料を收受(諮問第52号)
  - ⑮ 同年3月9日 審議(諮問第183号)
  - ⑯ 同月28日 異議申立人から意見書8ないし意見書10及び資料を收受(同上)
  - ⑰ 同年9月30日 平成27年(行情)諮問第642号,平成28年(行情)諮問第27号,同第52号及び同第183号の併合,本件対象文書の見分並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は,本件請求文書の開示を求めるものであり,処分庁は,本件対象文書を特定の上,別紙2に掲げる文書中の作成者の氏名及び階級等については,法5条3号に該当するとして不開示とし,また,別紙1に掲げる文書については,作成しておらず不存在であるとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は,本件対象文書について,本件対象文書の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定を求めるとともに,本件対象文書1,3及び4について「当該記事一覧」は存在するはずであると主張し,本件対象文書2について法5条3号該当による不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めている。

以上を踏まえ,以下,当該記事一覧,紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無並びに本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 当該記事一覧の保有の有無について

- (1) 別紙2に掲げる各文書の保存,管理の状況及び当該記事一覧の保有の有無について,その詳細を当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ,諮問庁の説明は,次のとおりである。

- ア 基礎情報隊が作成するこれらの情報資料は、第1科から技術科までの計6つの科において、各科が担当するそれぞれの分野について、新聞、ウェブサイト等様々な媒体の公刊資料等から収集した情報を基に、パソコンを利用して各科ごとに毎日作成し、週単位で更新される。
- イ 各科が作成した情報資料には、その作成担当者によって表題が付加される。表題が付加された情報資料は、各科ごとに置かれる情報資料の管理責任者に提出され、同管理責任者が担当科分を取りまとめ、表題等に誤りがないかを確認した上で、各科ごとに設定されているパソコン内のフォルダで保存、管理される。
- ウ 情報資料から特定の事柄等を抽出する場合には、情報資料を保存、管理するパソコンからフォルダ内の既に付加されている資料名、トピック、地域及び要素の各選択項目並びに表題に含まれる語句により検索が可能であり、情報資料についての何らかの一覧を作成する必要はない。
- エ 基礎情報隊で作成した情報資料のうち陸上自衛隊の各部隊等が共有すべきと判断した情報資料については、陸上自衛隊の部内LANを利用し、基礎情報隊が作成したウェブサイトアクセスすることによって他部隊が閲覧できるようにしているが、同ウェブサイト上では、各検索項目について検索条件を入力する方法によって情報資料を抽出できる仕組みになっているため、情報資料についての何らかの一覧を作成する必要はない。
- オ 以上のように、情報資料については、何らかの一覧を作成している事実はなく、本件対象文書に該当するような記事一覧は存在しない。
- (2) 諮問庁から、基礎情報隊のウェブサイトに関する資料の提示を受け、当審査会事務局職員をして確認させたところ、情報資料については、上記(1)エで諮問庁が説明するとおりの検索方法が採られていることが認められる。
- (3) 基礎情報隊が作成する情報資料の保存及び管理並びに特定の事柄等の抽出方法の状況に鑑みれば、情報資料の検索が可能なシステムが存する状況下で、あえて当該記事一覧を作成する実務上の必要性も認められないことから、当該記事一覧は存在しないとする諮問庁の上記(1)の説明に、特に不自然、不合理な点は認められない。
- (4) さらに、異議申立人は、異議申立書において、「当該記事一覧」が存在しないとのことだが、「防衛省行政文書管理規則」14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる。同条項に従うなら、名称はいずれにせよ、記事一覧に相当する文書

が存在するものと思われる。」と主張する。

当審査会事務局職員をして、上記規則を確認させたところ、同規則14条は、行政文書ファイルについて規定したものであり、同条2号は、相互に密接な関連を有する行政文書を行政文書ファイルにまとめることを定め、同規則15条は、当該組織の事務等の性質等に応じて、大分類、中分類及び小分類に分類し、分かりやすい名称を付すことを定めていることが認められる一方、異議申立人が主張するような記事一覧に相当する文書の作成を義務付けているとは解されない。

- (5) そのほか、本件開示請求の対象として特定すべき当該記事一覧が存在すると判断すべき事情も存しないところであるから、防衛省において、当該記事一覧を保有しているとは認められない。

なお、異議申立人は、本件対象文書2については当該記事一覧に係る明示的な主張をしていないが、上記判断は本件対象文書2についても妥当する。

- 3 紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無について  
(1) 異議申立人は、本件対象文書の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録についても特定を求めているところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が、新聞、ウェブサイト等様々な媒体から収集した情報を取りまとめたものである。当該資料の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に電磁的記録(PDFファイル)を格納することにより行っていることから、本件対象文書は電磁的記録(PDFファイル)のみで保有しており、紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。なお、電磁的記録は、データ容量が少なく、改ざんが難しいPDFファイル形式でのみ保有しており、原稿の電磁的記録は、保存する必要がないためPDFファイルに変換した時点で廃棄している。

イ 本件異議申立てを受け、確実を期すために再度の確認を行ったが、紙媒体の存在を確認することはできなかった。

ウ なお、理由説明書(上記第3の2(4)ア、3(4)ア及び4(4)ア)においては、本件対象文書の電磁的記録について、いわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定していると記載しているが、上記第3の1(3)アのとおり、保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有しておらず、理由説明書の上記記載は誤りである。

- (2) そこで検討すると、本件対象文書のうち別紙2に掲げる各文書は、陸上自衛隊の部内LANを活用し、必要な情報を陸上自衛隊の各部隊等が

共有できるようにパソコン内で保有していると認められることから、これらについてはPDFファイルのみで保有しており、紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も存しない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に特定すべき文書（紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録）を保有しているとは認められない。

#### 4 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 異議申立人は、本件対象文書2のうち情報資料に係る法5条3号該当を理由に不開示とされた部分（本件不開示部分）の開示を求めている。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、各情報資料を作成した自衛隊員の氏名及び階級等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、基礎情報隊は、国内外に関する情報資料や科学技術に関する情報資料を収集、処理又は蓄積し、陸上自衛隊の各部隊等の要望に応じて配布すること等を任務としており、当該不開示部分を公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 異議申立人は、基礎情報隊の隊員が身分と氏名を明らかにして外部に意見を公表している事実があるとして資料を提出しているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該資料は陸上自衛隊の現役又は退職した幹部隊員のみが会員・準会員として購読できる刊行物の記事にすぎないとのことであるから、この点は当審査会の上記判断を左右しない。

(3) なお、異議申立人は、本件対象文書1、3及び4については不開示情報該当性に係る明示的な主張をしていないが、上記(1)及び(2)の判断は本件対象文書1、3及び4についても妥当する。

#### 5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、別紙1に掲げる文書を保有していないとして不開示とし、別紙2に掲

げる文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、異議申立人が開示すべきとする別紙1に掲げる文書は、防衛省において、これを保有しているとは認められないので、不開示としたことは妥当であり、別紙2に掲げる文書について不開示とされた部分のうち、異議申立人が開示すべきとする部分は同号に該当すると認められるので、これを不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1（本件対象文書のうち、不存在による不開示文書）

- 1 「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年4月分）及び当該記事一覧。」のうち，「当該記事一覧」（平成27年（行情）諮問第642号）
- 2 「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び，軍事科学技術に関する情報資料（2013年8月分）及び当該記事一覧。」のうち，「当該記事一覧」（平成28年（行情）諮問第27号）
- 3 「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年7月分）及び当該記事一覧。」のうち，「当該記事一覧」（平成28年（行情）諮問第52号）
- 4 「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年8月分）及び当該記事一覧。」のうち，「当該記事一覧」（平成28年（行情）諮問第183号）

別紙 2（本件対象文書のうち、一部開示文書）

- 1（平成 27 年 6 月 26 日付け防官文第 10269 号（原処分 1））
  - 文書 1 ロシア国防省，外国駐在武官に北極の抜き打ち検閲のブリーフィングを実施
  - 文書 2 台湾国防部，2015 年軍重要演習について発表
  - 文書 3 1. 2 万トンの「海警 2901」の進水写真がウェブ上に登場
  - 文書 4 台湾国防部，2015 年「漢光 31 号」演習計画を発表
  - 文書 5 中国国防部報道官，下士官制度について発言
  - 文書 6 人民解放軍空挺砲兵，降下訓練を実施
  - 文書 7 プロジェクト 2049，台湾軍の能力について分析レポートを発表
  - 文書 8 台湾，朱立倫国民党主席が党資産処分と組織調整を約束
  - 文書 9 Z-10 武装ヘリコプター，海上において攻撃訓練を実施
  - 文書 10 プロジェクト 2049，台湾軍の能力について分析レポートを発表（その 2）
  - 文書 11 北朝鮮，キー・リゾルブ終了前日に地对空ミサイル 7 発を日本海に発射
  - 文書 12 米韓軍，2015 年キー・リゾルブ演習を成功裏に終了
  - 文書 13 北朝鮮，韓国民間団体のピラ散布計画に反発，人民軍前線部隊等の公開通告（2015 年 3 月 21 日）
  - 文書 14 韓国，多目的実用衛星 3A 号をロシアから発射
  - 文書 15 北朝鮮，ICBM「KN-08」の実戦配備を推進（米国家情報長官（DNI））
  - 文書 16 米韓，2015 年連合上陸訓練を開始，揚陸艦「独島」へのオスプレイ離着艦訓練実施
  - 文書 17 北朝鮮，東倉里から黄海に弾道ミサイル 5 発発射（2015 年 4 月 2・3 日）
  - 文書 18 韓国陸軍，第 302 航空大隊を創設，航空戦力の増強を図る（2015 年 4 月 1 日）
  - 文書 19 米韓軍，空軍連合訓練「マックス・サンダー」を開始
  - 文書 20 米陸軍レンジャー訓練校をモデルにしたサイバー戦指導者課程の創設に向けての考察（2 / 4）
  - 文書 21 米陸軍レンジャー訓練校をモデルにしたサイバー戦指導者課程の創設に向けての考察（3 / 4）
  - 文書 22 米陸軍レンジャー訓練校をモデルにしたサイバー戦指導者課程の創設に向けての考察（4 / 4）
  - 文書 23 ロシア：「T-15」アルマータ新型重歩兵戦闘車型

2 (平成27年9月11日付け防官文第13983号(原処分2))

- 文書1 ロシア極東における兵役忌避者数について
- 文書2 ロシア軍部隊の千島列島(北方四島を含む。)への戦力投射について
- 文書3 ロシア東部軍管区, 創設95年
- 文書4 ロシア軍が導入を予定している新型戦闘装具セットについて
- 文書5 ロシア軍, 新型の地上系航法システムを導入予定
- 文書6 中国人民解放軍全軍特殊兵競技会, 特殊操縦及び乗車射撃の課目を実施
- 文書7 中国・全国夏秋季徴兵業務, 8月1日から開始
- 文書8 第16集団軍, 全軍初の後方支援総合情報管理プラットフォームを開発
- 文書9 中国軍総参謀部等, 大学生の徴兵・入隊業務に関する要求を通知
- 文書10 広東省江門市, 核施設建設の反対で大規模デモ
- 文書11 北朝鮮, 携帯電話加入者数が200万人を突破
- 文書12 韓国空軍, 防空砲兵司令部と防空管制団を「防空誘導弾司令部」と「防空管制司令部」に改称
- 文書13 韓国軍, 芸能兵士の入隊前の優遇契約が発覚
- 文書14 韓国軍の節電対策について
- 文書15 韓国国防部, 防衛白書の竹島記述に対し強力に抗議
- 文書16 北朝鮮, 偉大な祖国解放戦争勝利60周年慶祝閲兵式及び平壤市群衆示威, 革命の首都で盛大に挙行
- 文書17 北朝鮮の戦勝節60周年行事についての韓国側報道
- 文書18 韓国, 合同参謀本部が南スーダン派遣部隊の活動状況写真を公開
- 文書19 韓国, 南スーダン派遣部隊長のインタビューについて
- 文書20 韓国, 朝鮮日報記者による南スーダン派遣部隊の活動状況ルポ
- 文書21 北朝鮮軍, 夏季訓練を縮小し豪雨被害の復旧を命令か
- 文書22 北朝鮮, 金永南委員長がイラン新大統領を表敬訪問
- 文書23 北朝鮮, アリラン公演が開幕(2013年7月22日)
- 文書24 韓国空軍軍楽隊と朝鮮人民軍軍楽隊, ロシア国際軍楽祭に初の同時参加へ
- 文書25 韓豪, 外交・国防相会談(2プラス2会談)を初開催
- 文書26 韓豪, 国防相会談を実施
- 文書27 北朝鮮, 辺仁善が人民武力部副部長に就任
- 文書28 北朝鮮, 寧辺のウラン濃縮施設が2倍に拡張
- 文書29 韓国海軍の1,800トン級(214級)潜水艦4番艦「金佐鎮」の進水式に朴槿恵大統領が参加し, 大統領としては初めて進水

を実施

文書 3 0 韓国，ソマリア派遣部隊が遭難した外国船員 11 人を救助

文書 3 1 拡散の時代におけるオバマ米大統領－大統領が夢見る間に，核兵器は拡散する－

文書 3 2 第 4 回米印戦略対話における共同声明（抄訳）

文書 3 3 米国の国際関与は危機に瀕している

文書 3 4 イランの世界的戦力投射ネットワーク：イスラム革命防衛隊のクッズ部隊及びレバノンのヒズボラ

文書 3 5 ステルス無人偵察攻撃機「X-47B」，洋上を航行している航空母艦への遠隔操縦による着艦に初成功

文書 3 6 ロッキード・マーチン社，米海軍向けに開発している UCLAS S 無人攻撃機のコンセプトデザインを公開

文書 3 7 米企業が緊急対応要員（FR：※訳注 1 参照）向けに開発した「携帯型危険物質検知システム（PORTHOS）」

文書 3 8 欧州の研究機関等が進めている装甲車両防御用装備を搭載した軍用車両の破壊が可能な有効起爆距離延長型対戦車榴弾の開発状況

### 3（平成 27 年 9 月 29 日付け防官文第 14993 号（原処分 3））

文書 1 ロシア大統領の国際軍事技術フォーラム「アーミー 2015」開会式におけるスピーチ

文書 2 中国軍，「火力 2015・青銅峡 A」区域を跨ぐ演習を開始

文書 3 中国紙，日本メディアが中国の「カーン・クエスト」軍事演習参加に関心と報道

文書 4 台湾海軍陸戦隊の 20mm 機関砲搭載高機動車の紹介

文書 5 中国の新国家安全法：毛沢東の意思を継ぎ，共産党の権限拡大と反体制派の弾圧へ（1 / 2）

文書 6 国家海洋局と航天空気動力技術研究院，多機能を有する無人機の試験を実施

文書 7 中国空軍初の下士官長が就任

文書 8 中国軍，訓練において RFID（無線を使用した認識システム）を使用

文書 9 中国の新国家安全法：毛沢東の意思を継ぎ，共産党の権限拡大と反体制派の弾圧へ（2 / 2）

文書 1 0 中国，中華人民共和国国家安全法を制定

文書 1 1 解放軍，「火力 2015・山丹」演習を開始

文書 1 2 台湾陸軍航空旅団，米軍第 25 戦闘航空旅団と同盟を締結

文書 1 3 中国の新たなグルメ食材について

文書 1 4 解放軍，2015 年ロシアで実施する国際軍事競技会に参加

- 文書 1 5 中国空軍無人機，初めての地震状況の偵察任務を実施
  - 文書 1 6 中国海軍初の半潜水艇が就役
  - 文書 1 7 北朝鮮，時速 9 0 k m のステルス艦艇を黄海に配備，N L L 付近に出没
  - 文書 1 8 韓国，南スーダン派遣ハンビッ部隊第 5 次隊歡送式を実施
  - 文書 1 9 北朝鮮，記録映画で S L B M の発射動画を再び公開
  - 文書 2 0 韓国軍，連隊級上陸訓練「決定的行動」を実施
  - 文書 2 1 北朝鮮，天然痘など 1 3 種類の生物兵器を保有（韓国国防部長官）
  - 文書 2 2 米韓連合師団，指揮統制通信訓練（C O M - X）実施
  - 文書 2 3 北朝鮮，朴映式の人民武力部長就任が確定（2 0 1 5 年 7 月 1 1 日）
  - 文書 2 4 韓国国防部，M E R S 対策で軍医官・看護将校等 3 0 0 人を追加支援
  - 文書 2 5 韓国空軍，戦闘司令部を機能中心に改編
  - 文書 2 6 ロシア：地对空ミサイル「S - 3 0 0 V シリーズ」（1 / 6）
  - 文書 2 7 ロシア：地对空ミサイル「S - 3 0 0 V シリーズ」（2 / 6）
- 4（平成 2 7 年 1 0 月 2 8 日付け防官文第 1 7 0 1 8 号（原処分 4））
- 文書 1 中国，ズブル級エアクッション艇が初めて演習に参加と報道
  - 文書 2 中国紙，高新 6 号対潜哨戒機に関し報道
  - 文書 3 台湾海軍陸戦隊の精鋭「フログマン」養成課程が修了
  - 文書 4 中国軍事誌，南京軍区某特殊作戦旅団の画像を掲載
  - 文書 5 中国陸軍，野戦の作戦会議をネット上で実施
  - 文書 6 台湾装甲車部隊，ハワイの米軍ストライカー部隊と軍事交流へ
  - 文書 7 吉林省で野生のアムールトラとアムールヒョウが発見
  - 文書 8 北朝鮮，韓国の延坪島に近い葛島に指揮所及び幕舎を建設か
  - 文書 9 米韓連合師団，指揮統制通信訓練（C O M - X）実施
  - 文書 1 0 北朝鮮，イラン核合意と関連して核放棄を改めて否定
  - 文書 1 1 在韓米第 2 師団，第 1 機甲旅団戦闘団を解体し，1 個機甲旅団を循環配備
  - 文書 1 2 ロシア：地对空ミサイル「S - 3 0 0 V シリーズ」（3 / 6）